第１号通所事業重要事項説明書

１．事業者

（１）事業者名　　社会福祉法人　湧別福祉会
（２）事業者所在地　　紋別郡湧別町東４１番地の１
（３）電話番号　　０１５８６－５－３６６０
　　０１５８６－５－２９６４
（４）代表者氏名　　理事長　　佐　藤　　敏　正

２．事業所の概要

（１）事業所の種類　　第１号通所事業（事業所番号　0175400720 号）
※当事業所は特別養護老人ホーム湧別オホーツク園に隣接されています。
（２）事業所の目的　　デイサービスセンター
（３）事業所の名称　　湧別町高齢者生活福祉センター
（４）事業所の所在地　　紋別郡湧別町東４１番地の１１
（５）電話番号　　０１５８６－５－３８００
（６）事業所長（管理者）　氏名　佐　藤　和　也
（７）当事業所の運営方針

第１号通所事業（デイサービスセンター）として、利用者の方たちが要支援状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介護及び機能訓練を実施し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに、利用者の家族・介護者の身体的及び精神的負担の軽減が図られるよう努めます。

（８）開設年月　　令和３年４月１日
（９）利用定員　　１８人

３．事業実施地域及び営業時間

（１）通常の事業の実施地域　　湧別町内全域
（２）営業日及び営業時間

営　　業　　日	月曜日～金曜日（ただし、１２月３０日～１月４日は休み）
受　付　時　間	月曜日～金曜日　午前８時３０分～午後５時００分
サービス提供時間	月曜日～金曜日　午前８時４５分～午後５時００分

４．職員の配置状況

当事業所では、ご利用者様に対して第１号通所事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　　種	職　員　数
１．施設長（兼務）	１名
２．生活相談員	１名
３．介護職員	４名
４．看護職員（兼務）	１名
５．機能訓練指導員（兼務）	１名

〈主な職種の勤務体制〉

職　　種	勤　　務　　体　　制
１．施設長	勤務時間：午前８時００分～午後５時００分 ☆特別養護老人ホーム湧別オホーツク園と兼務します。
２．生活相談員	勤務時間：午前８時００分～午後５時００分 ☆原則として１名の生活相談員が勤務します。
３．介護職員	勤務時間：午前８時００分～午後５時００分 ☆原則として職員１名あたり利用者７名のお世話をします。
４．看護職員	勤務時間：午前８時００分～午後５時００分 ☆原則として１名の看護職員が勤務します。
５．機能訓練指導員	勤務時間：午前８時００分～午後５時００分 ☆看護職員が兼務します。

５．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者様に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

（１）利用料金が介護保険から給付される場合があります。
（２）利用料金の全額をご契約者に御負担して頂く場合があります。

（１）介護保険の基準サービス（契約書第４条参照）

以下のサービスについては、食費を除き通常９割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①入浴

・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

・ご利用者様の排せつの介助を行います。

③機能訓練

・機能訓練指導員により、ご利用者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

〈サービス利用料金〉（契約書第 6 条参照）

下記の料金表によって、ご利用者様の要支援度に応じたサービス単位額+加算額+食費（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者様の要支援度に応じて異なります。）

第１号通所事業（令和６年４月１日～）

要支援度	1月の基本単位
要支援1	1,798単位(円)
要支援2	3,621単位(円)

各種加減算について

加算種別	1月の基本単位(円)
科学的介護推進体制加算	40単位(月)
サービス提供体制強化加算Ⅰ(支援1)	88単位(月)
サービス提供体制強化加算Ⅱ(支援2)	176単位(月)
介護職員処遇改善加算Ⅰロ	総単位数×12.7%
同一建物送迎減算(支援1)	376単位(月)減算
同一建物送迎減算(支援2)	752単位(月)減算
送迎を行わない場合片道	47単位　減算(回)

上記料金は、月額です。

※同一建物送迎減算については、亜麻の里入居の方のみ対象となります。

☆ご利用者様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者様の負担額を変更します。

（２）　（１）以外のサービス（契約書第５条、６条参照）

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者様の負担になります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食　事（介護保険給付外）

・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者様の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

ご利用者様の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。(食事時間)

午後１２時００分～午後１時００分

（食　　費）　　１回あたり　４９０円

②通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施区域外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記の料金をいただきます。

（料　金）実　　費

③レクレーション

ご利用者様の希望により、レクレーションに参加していただくことが出来ます。

（利用料金）材料等の実費をいただく場合があります。

④複写物の交付

ご利用者様は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。

複写物　１枚につき　１０円

写　真　１枚につき　２０円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者様の日常生活に要する費用で、ご利用者様に負担いただくことが適当であるものに係る費用を負担いただきます。

おむつ代　　実　費

※ 経済状況の著しい変化その他やむ得ない場合事由がある場合、相当額に変更することがあります。この場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２カ月前までにご説明します。

※

（３） 利用料金のお支払い方法（契約書第６条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、サービスの利用終了時に、お支払いください。

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第７条参照）

○利用予定日の前に、ご利用者様の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご利用者様の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無　　料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額

６．苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

（１）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○常設苦情受付窓口（連絡先)、担当者の設置等について。

［担当者］　デイ係長　高　丸　美　香

電話番号（０１５８６－５－３８００）ＦＡＸ（０１５８６－５－３８１３）

○受付時間　毎週月曜日～金曜日

８：３０～１７：００

○担当者が不在の場合でも、誰もが対応出来るようにするとともに、必ず担当者に引き継ぐ体制を整えています。

○相談及び苦情の内容について、同様の苦情相談が無いように対策を徹底します。

（２）円滑かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制・手順

○苦情又は相談があった場合は、ご利用者の状況を詳細に把握する為に、必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。

○管理者は、従業員等に事実関係の確認を行います。

○相談担当者は、把握した状況について検討を行い、対応を決定します。

○相談担当者が必要であると判断した場合、事業所内で検討会議を行ないます。

○事業所において、処理し得ない内容についても、以下の行政窓口等の関係機関との協力により、適切な対応方法をご利用者の立場に立って検討し、対処いたします。

また、苦情受付ボックスをサービスカウンターに設置しています。

（２）行政機関その他苦情受付機関

湧別町役場 福祉課	所在地　紋別郡湧別町栄町 電話番号　０１５８６－５－３７６１ 受付時間　８：４５～１７：１５
国民健康保険団体連合会	所在地　札幌市中央区南２条西１４丁目 電話番号　０１１－２３１－５１６６ 受付時間　９：００～１７：００
北海道社会福祉協議会	所在地　札幌市中央区北２条西７丁目 電話番号　０１１－２４１－３７６６ 受付時間　９：００～１７：００

（４）第三者評価の実施状況

当施設では、福祉サービス第三者評価を実施しておりません。今後の実施につきましては、検討してまいります。

社会保険福祉法第８２条による、事業所「苦情申出窓口」について本事業所では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えることといたしました。
本事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情解決に努めることといたしましたので、お知らせします。

1. 苦情解決責任者　施設長　　佐　藤　　和　也
2. 苦情受付担当者　デイ係長　　高　丸　　美　香
3. 第三者委員　　（１）　　岩　佐　　雅　弘
　　電　話　5-２１０６
　　（２）　　平　井　　勝　美
　　電　話　5-２２１０
　　（３）　　多　田　　恵　美　子
　　電　話　5-２７４７

７．事故発生時の対応について

（１）居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター等に連絡をとるとともに必要な措置を講じます。
（２）事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
（３）利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

令和　　年　　月　　日

私は、第１号通所事業利用契約の締結にあたり、第１号通所事業所湧別町高齢者生活福祉センターの職員（生活相談員）から、上記重要事項の説明を受けました。

契約者　住　所　紋別郡湧別町
　　氏　名　　印

契約者の家族等　住　所
　　氏　名　　印